



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

セーフティ123に参加されているみなさん！宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

事故事例から学ぶ安全運転 テーマ 「花火大会」

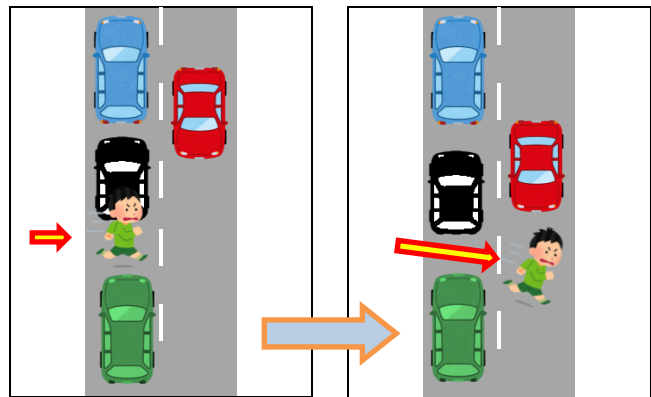
【事故概要】

直進していた車が、渋滞で停止していた対向車のすき間から飛び出した子どもと衝突した。

ドライバー語録

「うわっ危ない!! 子どもが急に飛び出してくるなんて…まさか。」

花火大会の帰り道、渋滞する対向車を横目に「早くお家に…。」のはずが子どもの姿は何処にも見えなかったのに見えないことなんてあるの??



子どもは飛び出す!! 見えない箇所には危険が潜む

見えない箇所には、このようなケースによる子どもの急な飛び出しなど、予期しない危険がいろいろと潜んでいます。ドライバーの皆さんは、交通環境に応じて常に危険を予見予測し、安全な運転に努めなければなりません。子どもの急な飛び出しによる交通事故でも、運転者は加害者に、飛び出した子どもは被害者となります。「うわっ…まさかっ!!」となる前に。



お互いの存在に気づいていなかった…。なぜ??

この時期、各地では花火大会やお祭りなど様々なイベントが開催され、帰省による渋滞も予想されます。通り慣れた道でも、いつもと車と人の流れも変わります。子どもは、夏休みで気分は開放的に。花火大会の帰り道、渋滞を横目にしながら漫然と運転していた次の瞬間「ドンッ!!えっ何何??」。ぶつかってからお互いの存在に初めて気付くなんて…ことも。見えない箇所からの飛び出し、つまり「死角」からの飛び出しです。お互いが死角に入るとたとえ大きな車でもその姿は見えなくなることもあります。また、子どもは、周りの交通状況を把握せずに、次の行動へと移る傾向にありますので、子どもの姿を目にしたら、次に、飛び出してくるかもしれないことを予測した運転に努めましょう。



花火に気を取られていると!

たまたま花火会場近くを通りかかると、打ち上げ花火に思わず気をとられることもあるかもしれませんが、その間もクルマは進みます。時速30キロで走っていて、3秒間花火に気をとられると、進む距離は約25メートル。車は意外と遠くまで進みます。

第25回（令和元年度）「自主的・主体的な交通安全活動」部門優秀事例

前回のセーフティ123「自主的・主体的な交通安全活動」部門で、応募された56チームの中から見事、最高賞である「優秀賞」を受賞した「東日本自動車学校」の活動事例を紹介します。

今後の皆さんの活動の参考にしてください。



教習所一日開放まつりの開催

秋の交通安全県民総ぐるみ運動期間に合わせて本校教習所を一日開放し、交通安全祈願や、飲酒運転根絶の署名活動、踏切脱出体験、シートベルトコンビンサーによる衝撃体験などの交通安全啓発イベントを開催しました。地元だけの取り組みとならないよう、TVにも出演させていただき、広く、イベントの開催を、告知させていただいた結果、当日の来訪者は2,000人を超える大きなイベントにすることができました。



交通安全標語コンクールの実施

日頃から交通安全に関する意識を高めていただきたく、交通安全標語のコンクールを実施しました。

本校及び近隣のスーパーマーケットに投函箱を設置し、応募総数78枚と多くの方にご応募をいただきました。

優秀な作品は校内に掲示し、標語を通じて教習生の皆さんに交通安全の大切さを学んでもらいました。



小学生を対象とした交通安全教室の実施

小学生を対象に、交通安全講話や、校庭で交通安全教室を実施しました。

危険な場面を再現したり、安全な横断歩道の渡り方や、正しい自転車の乗り方を学んでいただきました。

交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。

交通事故 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）

相談窓口 弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日